



文部科学省高等教育局長 様

R 3 近 進 協 第 1 号  
令和 3 年 4 月 1 6 日

近畿高等学校進路指導連絡協議会  
会 長 矢 部 幸 文  
(兵庫県立兵庫工業高等学校長)  
( 公 印 省 略 )  
滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府  
兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県  
各公私立高等学校進路指導研究諸団体

総合型選抜及び学校推薦型選抜に関する実態把握について (要望)

大学・短期大学に進学を希望する高校生にとって、総合型選抜や学校推薦型選抜の制度を利用できることは高等学校（以下、特別支援学校の高等部を含む。）で充実した学校生活を送る上で歓迎すべきことであり、これら入試制度を採り入れていただいていることに対し、厚くお礼を申し上げます。

しかしながら、各高等学校の進学指導の担当者からは、総合型選抜において、「エントリー」と同時に合否の内定通知があり出願自体が実質的な合格発表及び入学手続きとなっている。また、学校推薦型選抜において、出願受付開始が「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項」（令和 2 年 6 月 19 日付け 2 文科高第 281 号文部科学省高等教育局長通知）に記された 11 月 1 日より早まる傾向が毎年強まり半月以上早い著しい例もある。といった現状が多数報告されています。

高等学校では、入学時から卒業までを見通した指導計画に基づき、個々の生徒に応じた進路目標の実現をめざして取り組んでおります。その総決算ともいべき卒業年次において、出願先の決定を高等学校側で十分指導できないような事態となっていることや、学期の早い時期に入学試験が行われることは、進路指導や学習指導に非常に大きな影響を与えています。また、生徒が進学先について熟考する期間を奪うこととなり、入学後の希望と現実とのミスマッチを招き、中途退学を増加させることが懸念されます。

高等学校卒業者が減少していく中、これらのことには、総合型選抜や学校推薦型選抜本来の趣旨が生かされていないことはもちろん、早期に入学者を確保することだけを目的としているものではないかと疑わざるを得ない状況があることを示しています。さらに、大学等のこのような動きは専門学校等の入試にも大きな影響を与えているものと思われまます。

つきましては、各大学の総合型選抜及び学校推薦型選抜の願書受付開始時期及び学力把握の方法について、「大学入学者選抜実施要項」に示された基準に照らしてその実態を明らかにすることにより、入試制度の充実に反映させていただきますよう要望いたします。